

占用物件について(その2)

道路局路政課道路利用調整室

(電話を取る大野係員)

大野係員

もしもし、代わりました。大野ですが。

佐藤主任

こんにちは。市役所の佐藤です。

大野係員

あ、佐藤主任。ごぶさたしております。今日は

はどうしたんですか？

佐藤主任

実は、道の駅の休憩施設に入っている事業者から、駐車場に近い部分に自動販売機を置かせて欲しいという話がありましてね。場所を確認したら、国道の道路区域内だったものですから、自動販売機の設置が可能かどうか確認したいと思ひまして、御相談をさしあげた次第なんですよ。

大野係員

そうですね。ちよつとすぐには判断できかねますので、調べてから御連絡をさしあげたいと

思います、それでよろしいですか？

佐藤主任

すいませんが、よろしくお願ひします。

.....

大野係員(独り言)

ええつと、まず、基本から考えてみよう。

そもそも、自動販売機は占用物件としての適格性があるのかどうかだけど、これは第三二条第一項第六号の「露店、商品置場その他これらに類する施設」に該当すると整理できるよな。しかし、道路法解説では「いずれも臨時的に設置されるもので、土地に定着せず、簡単に取り払えるものに限る。」とされている。それに、自動販売機の占用は原則として認められていない(※1)。

努めること。

ここまでは、よおしつと

しかし、高速道路の休憩所には自動販売機がたくさん設置されているし、道路法解説にも「自動販売機の道路占用は、その構造と設置の目的から、高速道路においてサービスエリア等に付随して設けることが適切である場合等に限って許可すべきである。」と書いてある。高速道路のサービスエリアは、道路利用者にサービスを提供する施設だけど(※2)、道の駅も、サービスエリアと同じような施設であると考えてもよさそうだな。そうすると、利用者の利便性を考慮して道路区域内に自動販売機を設置することは、一定の公共性があるといつてもよさそうだ。だから、法令の規定を満たしていれば、占用を認めることができる、と。よしつ、間違いないつ！

佐藤主任に電話しよう。

※2 「高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の取扱いについて」昭和四十二年一月四日付け建設省道政発第九一号道路局局長通達

1 趣旨

(前略)、これらの道路の安全かつ円滑な交通を確保するために必要な利用者サービスを提供する公共性の高い施設として占用を認められるものである。(後略)

※1 「家用看板等による道路の不法占用の取扱いについて」(昭和五七年一月九日付け建設省道政発第七三号道路局路政課長通達)

2 (1)自動販売機は、原則として占用許可を行うべきではないと思料されるので、道路敷外に移設させる等その排除に

坂上係員

大野君。何ぶつぶつ言っているの？

大野係員

あつ、坂上さん。お帰りなさい。お疲れさまでした。ちよつと、市役所の佐藤主任から問い合わせがあつたので、自分の考えを整理していただきますよ。

坂上係員

そう。ちなみにどんな内容なの？

大野係員

道の駅に自動販売機を占用物件として設置できるかどうかなんですけど。

(相談内容と自分の考えを説明する大野係員)

坂上係員

なるほどね。確かに高速道路のサービスエリアには占用物件として自動販売機が設置されているわね。だけど、道の駅の方は道路管理者が整備する駐車場やトイレ等の部分と、地元の市町村が整備する地域振興施設や休憩所等の部分とに区分されるし、道路管理者が整備する部分は道路区域内だけど、市町村が整備する部分は道路区域ではないわよね…。

サービスエリアと道の駅を同じように扱っていいものかどうか、もう少し考えてみた方がいいんじゃないかしら？

大野係員

言われてみればそうですね。

菊池課長

坂上さん、いいところに気付いたね。確かに、施設の形態や道路利用者の休憩という効用を比較すると、高速道路のサービスエリアと道の駅とは、類似している部分があるから、大野君が言ったような考え方もできるかもしれない。だけど、道の駅は、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人々のための「情報発信機能」、そして道の駅をきっかけに地域と地域とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、といった機能を持つ「休憩施設」なのであつて、高速道路のサービスエリアが「利用者サービス」を提供するというのとは、その趣旨が少々異なるんじゃないのかな。それに、道の駅には、道路区域外に物産館のような地域振興施設があるわけだから、自動販売機の設置が必要なら、まずは、さらに設置することを考えてみるべきなんじゃないかな？

大野係員

そうかつ！

すぐ目の前にそうした施設があつて、そこに自動販売機を設置することができるスペースがあるのなら、「道路の敷地外に余地がなくやむを得ないものである。」とは言えないですよ。

あそこの物産館なら、自動販売機を設置できるスペースもあつたと思うし。

(♪ 終業のチャイム)

坂上係員

あらつ、もうこんな時間。今日は課長の歓迎会だから、そろそろ出る準備をしないと。大野君も早く佐藤主任に連絡してしまつて、出発する準備をした方がいいわよ。

大野係員

そうですね。さっそく連絡します。

(電話をかける大野係員)

坂上係員

大野君、まだ準備できないの。じゃあ先に行つてらわよ。課長、参りましょう。

大野係員

わあつ、待つてくださいよ！

坂上係員

心配しなくても、大野君の大好きな生ハムとメロンは取つておいてあげるわよ。

大野係員

(それは、僕が好きな物じゃなくて、坂上さんが嫌いなだけじゃ…)

(つつく)